

松下昇 概念集・3

～1990・5～

概念の欠如が引き寄せる韻葉（序文の位相で）

批評と反批評

戦闘概念の衰弱

申し立ての極限

差し戻し

忌避

制裁

韻律（の越境）

話と生活

秘密調査委員会

空間や留置品と共に成長する深淵

世纪末のための反詩

死を前にして

地獄へ至る門

発生の時間域

ワープロによる刊行

27 26 25 23 22 20 18 17 15 13 11 9 7 5 3 1

## 概念の欠如が引き出すセバの言葉

### (序文の位相で)

ゲーテの「ファウスト」第一部で、メフィストフェレスが次のように云つ。

「概念が欠けている正にその場所に、言葉が一度よい時に姿を現わす。論争も体系の構築も信仰も、言葉があるからこそ可能なのだ。…」のような役割の言葉からは、表現された形態の微小な部分でもさえも変更することはできない。」

この箇所は、前から気になっていた。さまざま的人がこの箇所を論じているが、どの翻訳や解釈にも納得しがたいので、あらためて原文で確認し、試訳してみた。久し振りにこのような作業をする気になった理由は、納得しがたきからというよりは、私たちの情況にとって、生きていくのに不可欠な概念が欠けて久しいのに、概念なし、その欠如を指示する言葉はなかなか理わらず、いくらか姿を見せて、不安定にゆらめいたら、消滅したりする場合が殆どである事態への関心からであろう。

前記の言葉を引用する人々は、無意識のうちに、これをゲーテ自身の考え方として把握しつつ規範的に理解している。しかし、前記の言葉は、あくまでもゲーテの作品の登場人物の言葉であり、前後関係からは、ファウストに仮装したメフィストフェレスが、学生に神学を研究する心構えについて教える際に、学生の未熟さを挑発し、かつ神学への皮肉をこめて発語しているのであり、従つてファウストの言葉ではないし、ましてゲーテ自身の言葉ではない。それ以前の書齋の場面で、あらゆる学問に失望したファウストは、自分に光を与えてくれそうな本としての聖書を開き、冒頭の「はじめに言葉ありき。」について、「おれは言葉をそれほど尊重する気になれない。」とつぶやき、はじめにあったのは言葉(Wort)ではなく別のものではないかと考えはじめ、感覚(Sinn 意図)、意味という訳もあるけれども、あえて、こうしてみる。(だらうか、いや力(Kraft)だらうか、と思案した末に、行為(Tat)がはじめにあつたとすればよい、と結論する。)この結論自体は作品の序の部分の言葉であり、作品全体を媒介するゲーテの考え方とはいえないとしても、前記のメフィストフェレスの言葉がゲーテの考え方とは違いつつ例証にはなるであろう。

とはいって、メフィストフェレスの言葉には、簡単に破棄しがたい重要な意味が込められている。かれのいい方を契機として次のように言い換えてみたい。

把握すべき本質に、必ず言葉が対応することは限らず、むしろ逆の場合を基本として想定した方がよい。そして、ある場、ある瞬間に、必要な対応する言葉が欠如しているにもかかわらず、時間と格闘しつつ表現を含む行為を強いる力は避けがたい感覚で迫ってくるけれども、この具体化を、由他の存在条件を交換しつつ行えば、はじめて言葉に生命をもたらす。うる。

この方向において、ゲーテの作品の登場人物を媒介するゲーテ自身の模索を、私たちの概念の欠損情况ないし概念(集)に関する作業へ困難を強いる情況へ生かしていきたい。

註一：…ファウスト伝説は、本来、十六世紀前半のドイツを中心に流浪した、非ないし反ヨーロッパ的な実在の人物に根拠をもっており（これを神と悪魔の、前者の勝ちを自明とする賭の素材として扱うキリスト教的発想に対しても、旧約のヨブ記におけるユダヤ教的発想に対して同様に、無性に怒りを感じる。これについては、別の機会に論じる。）、ゲーテの他にもレッシング、ハイネ、トーマス・マンなどが作品化を試みている。それに特性と面白さはあるが、現代的には手塚治虫が死の直前（一九八八年）に劇画化した「ネオ・ファウスト」が示唆を与える。七十才の老人ファウストと、悪魔との契約により若返った青年ファウストの共通の背景に七十年前後の大学闘争を置き、メフィストフェレスを女性として描くユニークな作品である。しかし、第一部のはじめで死によって中断されたのは残念である。残念といえば、ないものねだりになるけれども、手塚は、大学闘争を政治的街頭闘争の前段階のゲバルト的風俗としてのみ取り上げ、どの情景の、どの断片からもファウスト的テーマを引き出しつゝ、ことに気付いていない。しかし、かすかに気付いている私たちが、まだ作品としては一行も表現していられない現実をこそ痛苦をもってみつめねばならないのである。

二：…ゲーテの表現を読み返していく過程で注目したのであるが、かれは晩年に友人についてた書簡で、「動物は器[画]によつて教えられるが、人間はそれだけでなく逆に器官を教えて返す存在である。」とのべている。この言説に引き付けられるのは、私たちが、〈器官なき身体〉と〈身体なき器官〉に包囲されつゝ苦闘してきたからであることに気が付いているが、この項題に交差させて今後の追求方向をのべると、一つは、器官を概念に、身体を言葉に対応させつつ、双方のズレの現象の根拠を探ることであり、もう一つは、八九年未以降の東ヨーロッパの激動とみえる状態に直ちに概念を対置せず（バルック概念や、ポスト・モダニズム概念との対比で論じたい衝動はあるし、意味もないとはいえないが）、むしろ私たちが、三分の一世纪前から、概念としては、現在の社会主義国家群の解体を（勿論、資本主義国家群の解体と同時に）スローガンとして前提してきたにもかかわらず、具体的展開の急速な（しかし別の面で驚くほど緩慢な）様相を予測しえなかつた意味を、さまざまなものレベルの同位相のテーマとの関連において実践的にどうえかえすことである。

## 批評と「反批評」

ある批評が、独立した批評文としてではなく、「作品」の登場人物の言葉として批評する場合がある。批評集々系でいうと、53池田浩士の、占拠空間に関連する劇?や、北川透が「あんかるわ」81号でおこなっている主客の対談(今後の刊行パンフに収録予定)が必ず想起される。

いのよつな〈批評〉に対してもどのような反批評がふさわしいのであるうか。(①無視する。(2)著者自身の批評と同じみなして反論する。(3)いかにも対応する作品を構想し、登場人物に反論させる。…というような対応を想定しうるが、いずれも気がすすまない。(1)んな水準の批評の相手をしていいれるか、という私の情念は(1)に近いけれども、このよつな批評を具体化させているのは個々の主体ではなく、このよつな批評をメタン・ガスのように吹き出せん情況の腐敗が〈批評主体〉として回りうにあると把握すれば、無視しない方がよいのや、

①に対応して、同一レベルの活字としてではないが、私の全表現ないし活動の内容として反批評し、すでに、それらの批評の発生基盤を破壊しつつある」

②に対応して、処分・起訴理由への反論と同位相の詳細な批判レジュメを開示する」とにより、かれらの批評がかれらの表現軌跡を死滅させる質を持つことを明らかにしたし、③に対応して、かれらの作品 자체を私の〈作品〉である批評集に登場させ、パンに交換している。本来この方法は、国家やマスクによる批評に対しても思いついたのであるが…

具体的な対応としては、これで充分である(②のレジュメは入手希望者に配布する。)

として、私自身にとっての批評と反批評の原則を提起しておきたい。

…自分が展開に参加しないテーマに関しては批評しない。ただし、参加しない根拠に関しては常に明らかにし、かつ、根拠を固定化しない。

…批評や反批評を言葉の水準に限定せず、共通のテーマを、どのように扱つかについての存在へ発想様式の差異として把握する。従って、沈黙の質へ動きが基本である。

…國家の々系批評、マスクの々系批評は、自らの解体の契機を持ちえていないという意味を個々の々系批評の主体は自らの成立の根拠のためにも考えておくべきである。

四…言葉の水準に限らない〈作品〉は、必ずしも、々系の批評の総体を引き寄せる。この引き寄せ方が象徴する関係の批評が〈批評〉の出発点である。

五…批評と反批評のいずれの当事者になっても、表現の作成に要する労働と存在の条件が対等に開示される平衡点を見出し、共にそこから声を発する」ことを呼びかけた。

六…批評なし反批評が、現段階までの表現意識の最高度の達成および最底の困難と交差することを指す。また、批評なし反批評が、現在の形態をといてしか具体化されえていない条件を相互への拘束性として把握し、表現へ存在条件の解放を図指す。

註・批評集の刊行以後、この企画に対する批評が出てきているが、全面的な支持の批評よりは疑問なし否定の要素を帯びる批評の方がトレーニングには有効なので、その中から代表的なものを紹介し、かつ反批評を対置してみる。

①批評集とくに、篇の文章の中には、著者の了承をえないで掲載したものがあるのではないか。→この疑問は、表現の私有制に無自覚に拘束されている人から出されている場合が多い。この人々は、国家による批評（ヨリ系）、マスコミによる批評（ヨリ系）についても同じように疑問を提出しうる場合にのみ自らの疑問を成立させうる。私たちとしては、文字～非文字を問わず、～ヨリ系の批評は、具体化した瞬間に共通の批評ないし反批評の素材になつていて、それを統一的な方法で扱いつつ、より高次の発想へ存在様式へのバネにしていきたいと考えている。

②読みにくく。このようなパンフを刊行するとしても無料でよいのではないか。→かりに全ページが真っ白でも、真っ黒でも刊行の時期と物質性に意味をこめて刊行していく。（契機は、八七年九月の「時の楔への・からの通信」を参照。）読みにくいとすれば読みやすい刊行手段を共有していくプランを提起してほしいし、同時に、表現の成立現場（過去形とは限らない。）へ一緒にでかけて、そこで読んでもほしい。私たちの刊行しているものは、この方法で生活が成立しなければ、させえない条件の誤りと変革の必要を、任意の人人が了解することを目指している。カンパ（貨幣でなくともよいし前記の意味での変革の意志の共有の度合で○に近付く。）は、過渡的、読みやすい刊行手段の獲得と、表現の成立現場への出立のための共同の費用なのである。

③重要なものを選んで刊行すること、過去の表現ではなく、現在なにを考えているかを示す表現の刊行を望みたい。→言語やジャンル総体の解体～根底からの再把握を不可避とした六九年情況以降の、依然として未解決のテーマを扱うには、自らが表現したものだけでなく、自らについての批評の総体（とりあえず、よしとする。）の全过程の構造と力を測定しなおす必要がある。この作業を媒介してこそ、現在形という以上の恒常性を帯びた表現も出現してきていける。（例…概念集など）

④自分たちの狭い宗派的な共同性のなかで、刊行したパンフについて討論集会などをしても無意味ではないか。→私たちは、この企画に限らず、あるテーマについて討論する場合、関係あるすべての当事者が、その場に可視的に存在していなくても、等距離かつ対等に参加しているという関係を踏まえて討論する。これは、大衆団交（概念集・2の項目参照）の現段階での具体的実現の困難さの根拠を踏まえつつ、この視点の交換極限から全てのテーマを対象化しようとする方法にもとづいており、想定しうる他のどのような討論の場に比べても自由かつ解放的である。論より証拠、一度でも参加（可視的にではなく本質的に）した人は納得するであろう。

⑤パンフの内容は待望していたものであるが、ワープロによる刊行という方法への異和がある。→概念集・3「ワープロによる刊行」を参照していただきたい。

柄谷行人が八六年から八八年にかけて『群像』に連載し、その後、単行本として出版された「探究」（一・二）について、九〇年冒頭の『文学界』で蓮実重彦が「戦闘の光景」という題の文章で論じている。柄谷の試みの軸になるテーマを私なりに要約すると、（一）においては、「私の私」と「他の私」は同一ではない、と考える柄谷は、これらを同一の規則体系に属さない条件において考察しようと、その条件を「売る—買う」や「教える—学ぶ」といった非対称的な関係に求め、「他者」は、このような関係においてのみあらわれる、とする。

（二）においては、前記の方向をさらに普遍化して、「私」や「物」を賣ぐ単独性を「個（特殊性）」一類（一般性）」と、この回路を越えて把握し、人間のこれまでの論理における制約を突破しようとして、今後の諸学問が、この基礎的な問いを踏まえずにありえない」とは確実である、とする。

論壇の動きに殆ど無関心な私であるとはいえ、時として私の批評軸と他の批評軸の距離の測定も無意味ではないので、論壇の先端にいるとされる批評家を批評してみよう。

（一）に対しては、共同性からの排除を確実に予測させる（詩）の提起（ア）、自己史の交換を必要条件とする（性）を媒介する行為（乙）、対権力ないし党派闘争における身体的な拘束ないし負傷（乙）に直面する場合に観えてくる関係においてこそ他者は現れるし、柄谷の分析は意味をもつであろうと考える。

（二）に対しては、柄谷が越えようとする「個一類」の回路は、吉本隆明の幻想性領域の個一対一共同的区分との関連が不明確であり、それ以上に、私たちが六〇年代から追求してきた「複素数的な仮装組織論の本質（表現集、時の機通信の各関連箇所、概念集一の仮装の項目参照）と交差していない」。

一方、蓮実（東大教授）は、柄谷（法政大教授）の試みを殆ど無内容な形容詞を駆使して賞賛しつつ「柄谷の駆使する戦闘の技術」なるものを、次の三つに要約している。

（1）順序を混同しないこと。（2）断念の有効性に留意する」と。（3）抽象が具体的たりうる場を発見するところ。

これが戦闘の技術と批評するのは、戦闘概念に対し非礼というべきではないか。この概念は、次の間に由來の存在基盤が比喩的にではなく失われてもよい場合に辛うじて他者に屈くこと、比喩的に用いるとしても少なくとも、その（戦闘）によって流れる（血）や（苦痛）を細かい（内部）に感じておける必要があるだらう。

柄谷や蓮実の読者がこの事態に對して、どのように批評しているのかは知らないし、特定の人の評価は、どうでもよいのだが、重要なのは、このように衰弱した（戦闘）概念の使用を許容する共同体の崩壊過程が開示する（外部）における本来の戦闘を持続・深化するところである。成果は、すでに見える人には見えているはずであるが、今に見たくない人や関係性を見たいとなるであらう。

註…思想～表現を〈戦闘〉概念で論じる場合には、このようにしてしか〈戦闘〉概念を用いられない」としか許容されていない断念の条件を考察することから開始すべきである。また

順序として、少なくとも、佐々木幹郎の「戦闘への默示録」（批評集7篇に収録）を踏まえる必要がある。抽象が具体的たりうる場の発見、といふこととの関連では、時の楔

通信第〈3〉号（八一年九月）3～4ページから次の箇所を引用しておこう。

「私たちの表現領域の抽象度についていって、現実過程の事件（α）→公判過程（β）→通信への、とくに〔抄〕という方法での掲載過程（γ）という風に、抽象度が増していくようになるけれども、同時に、 $\alpha \rightarrow \beta \rightarrow \gamma$ という抽象化自体が $\gamma \rightarrow \beta \rightarrow \alpha$ という方向への具体的突入をも果たしつゝあるという幸運な手こたえを、とくに第〈2〉号→第〈3〉号について感じている。一般的事件→記述という方向、ないし、意識内のヴィジョン→記述という方向と、どのように異なるのであるか。基本的には、公判という国家権力のしいてくる時・空間、幻想形態を媒介していくことによるだらう。とはいえたちはこの方向のみを追求しているばかりではない。それによれば、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ の往還をしげてくる前記の力と、10年対決をしつつ、国家権力の圧力と対等な存在領域のテーマ群と対決してきたという双極交換の軸こそが重要であると考える。」

## 申し立ての極限

裁判所の決定（一）に対し異議なし取消の申し立て（一）をおこなった場合、殆ど確実に却下（申し立ての根拠がない。）ないし棄却（申し立ての根拠はあるが主張は取り上げない。）の決定（2）が出される。これに対して、さらに上級の裁判所へ異議なし取消の申し立て（2…名称としては、高裁へ提出する時は即時抗告、最高裁へ提出する時は特別抗告。）をおこなった場合、殆ど確実に却下ないし棄却される。これに対して、さらに申し立て（3）以降をつみ重ねても結果は、まず変わらない。決定理由は一～二回までは、いっくらか申し立て理由に触れる判断をすることもあるが、三回目は「抗告理由に当たらない。」、四回目からは、「最高裁の決定に対して抗告する」とはできない。「のワン・パターンになる。

表現の相互批評という視点から考えた場合、前記の現状以上に不公平かつ非論理的な批評の場は存在しない。あらゆる批評家なし批評に関心をもつ人は、この現状をみずからくぐつてから批評について考察してほしい。それなしの考察は、他の水準に関してはともかくとして、現段階の最高水準の共同幻想としての国家に決して迫りえないものであることを強調しておきたい。

私たちは、この二十年間、不可避的に申し立てと決定の無限地獄を巡ってきた。もし、途中で放棄すれば、闘争の原初性を追求し続ける回路の一つを放棄することになるから。とはいって、この回路を尊重しているのではなくて、この回路以外の方法を追求しなかつたわけでもない。逆に、前記の法的な回路の疎外～桎梏性が現実の最高水準の比喩であることを痛感し、この回路以外のさまざまな方法を見出していく媒介としてこそ、法的な回路にも固執してきたという方が正確である。

これまで試みてきた一部を開示してみよう。詳細および他の例は質問者に開示可能。

①ある申し立て（a）を忌避（1）の項目参照）の申し立て（b）と併合的におこなう。

つまり、との根拠や審理の条件を交差させることにより、問題点を全当事者で、より深く共有していくのである。他の（a～b）の経過に関連する申し立て（c）を更に併合していくこともある。

②対等の論理的な対立の場では成立しそうのない理由で裁判所が申し立てを退けても、制度的に二回以上の申し立てはできないといわれても、この拒否の仕方自体の誤りを、制度の概念を越える概念ないし行動で明らかにしていく。例として、永続的に最高裁に対する特別抗告的（説教）をおこなっている宗教者や、パターン化された決定を法廷ないし問題の発生した現場で粉碎するいじめにより実質審理を引き寄せる人々がいる。

③裁判所は決定を出すためには、私たちの提出する文書を既成の様式の枠に押し込めて判断するフリをしなければならない。これを適用して、「これは申し立てにとどまらない宣言である。」と冒頭で明記しつゝ、申し立て内容に関する直接・対等・公開の判断を拒否するなど、いぢらの主張を認め、訴訟費用の納入や法的な義務なし禁止（範囲はいぢらの任意）の免除を認めたものとみなす、と予告し、実践する。

註一 …」の項目では、ある審理段階の中で何度でもあらうる「裁判所の決定」について論じているが、「裁判所の判決」（やはり三審制で、しかも上級審へいくほど判断基準が体制的になる。）に対する控訴や上告の申し立てにも勿論あてはまる。

二…原子力発電の核燃料サイクル施設の建設の停止など環境汚染に関する仮処分申請の申し立てに対し、裁判所が、原告には申し立ての資格・適格性がないとして却下するケースが多くなっている。却下の理由は、国家ないし社会全体の利益をはかる行為に対し、個々の住民が自らの不利益に関して訴えうる法的な規定はないし、個々人の不利益は公共の利益の中に包摂・吸収されている、という被告（国など）の主張を追認するものが基本である。ここには公共性の根拠を全情況へ文明的視点から問い合わせる刑事被告人に対する（非）論理が、いま民事原告として登場はじめた大衆に適用されつつあると見えるが、一方、神戸大学A四三〇号室、京都大学A三六七号室や東

京新国際空港予定地のように、体制側の使用を拒否する勢力が強いとみなす場合には逆に国側が仮処分を申請し、裁判所は直ちに認めるという構造が確立していることを考えると、裁判過程の取組みは、裁判制度の限界を含む個別の問題点を大衆的に明らかにするために展開する場合にのみ意味を持つことが明らかになる。従って「申し立て」を極限までおこなうとしても、申し立てを認めてもらつためではなく、それを拒否していく力に対して尚も提起しつづけうる根拠を作り出すために仮装的におこなうのが原則であろう。その場合に参考にしてほしい項目を、いくつか挙げておく。

①現在までの自他の発想へ存在様式を保持したままで「申し立て」をおこなう場合は、必ず体制に吸収され、秩序を補強してしまう。それの変換の度合でのみ、巨大多くの国家や技術に対して異議を提起しうるのである。ただし、このことは苟行ではなく、本来的な楽しさと無関係ではないことや、このように生き方を支える観点はたくさん存在しているから秩序社会からの離脱・排除を怖れる必要のない」とも、私たちの経験から補足しておこう。

②思想的な根拠へ契機に関しては、概念集・2の〈技術〉、〈職業（生活手段）〉、〈参加〉などを参照していただきたい。なお、いにのべた姿勢に批判的に言及ないし対立する者がいるとして、かれらの関わる生活思想や専門分野での達成を内在的に抜き去る実力の形成へ開示が反批判の前提である。

③「申し立て」という概念は権力の強制する方向での概念であり、この方向は獄中で極限に達し、名称も「上申書」ないし「願い」と「（一）となる。それさえ許可されない場合も多い。一方、対権力で生じる表現論的な問題を、その範囲内でだけ追求せずに、さまざまな集団や関係や存在に対する提起において生じる問題と併合的に把握し、それぞれの試みに還流させ、応用していくことが重要である。

上級審の裁判所が下級審の裁判所の判決を破棄して、審理のやりなおしを命じる行為。九〇年に入ってからは、山田（沢崎）悦子に関する神戸地裁の無罪判決を最高裁が破棄して神戸地裁に差し戻している。永山則夫に関する（東京高裁の無期判決を大阪高裁が差し戻した後の高裁の死刑判決後の上告に対する）最高裁の棄却＝死刑承認判決も直前についた。後者は1～2～3～2～3審の裁判を経たことになり、前者は1～2審まで進行しているが、今後3～1～2～3審の裁判を潜る可能性が大きい。

（申し立ての極限）の項目で記したように、申し立てが三回を越えると三審制を理由として審理を拒否する日本国家は、法秩序の根底がゆらぐ危険を察した場合には、三審制をはみだして五審でも六審でもおこなう。一方、誤審を防ぐための再審請求を認める規定も存在はするけれども、裁判所が審理を開始するのは例外的であり、客観的に否定しがたい新証拠が提出され、その審理が体制的価値感を補強する場合に限られる。体制的価値感による差し戻し判決に対する批判が不可欠であるのは当然であるとして、ここで強調したいのは、批判を支える発想が体制的価値感と同一レベルの裏返しになる原因を越えない、支援活動が体制的価値感を補完してしまうことである。

永山事件について、この意味を素描すると、差し戻し後の二審の死刑判決の法廷で、被告人が、「戦争になりますよ」と発語しながら退庭させられて行った時の声を、当時そばの法廷で別の事件の被告人であった私は、鋭い印象で聞いた。六八年秋という大学闘争の前段階に四人連続ピストル射殺という形態で発生した永山事件の意味は、大学闘争と呼ばれる情況が殆ど主題になしえなかつた底辺の崩壊家庭の未成年が、警備員／タクシー運転手に象徴される一四時間性の底辺の労働者（家族の働き手）を殺害対象とした「仲間殺人性」であり、ある不可能かも知れない転倒を通じて死者と共闘していく試みである。この転倒のために行為してきたことに後で気付いたかれに対して「仲間殺し」を強いた、少なくとも默認した国家が、法的言語で許容された殺人としての死刑をおこなおうとすれば、法的言語を許容する関係総体に対して戦争を宣言せざるをえないのは当然であろう。「仲間殺し」で審理されてきた他の事件（特に連合赤軍事件）において、かりに死刑判決の瞬間に同じ叫びを被告人が発したとすれば、はじめて永山事件と対応するインパクトで死刑制度批判や、事件の深淵に私たちを押しやることができるのでないだろうか。いや、私たちが同じ叫びを発しうる戦場をつくり出していくかない限り、まだ、このような自問は許容されていないのであるが…。そして、永山則夫には、殺害された人たちの視点を包括しつつ、合法的言語体系に居直る人々の関係性／現実過程への戦争を提起してほしい。敵は裁判官だけでなく、合法的言語体系に依拠する者総体である。

甲山事件（被告人は前記の女性）について対応してのべると、差し戻し判決に批判的な人々は、自らの発想／存在様式の転倒へ変換しうる場合にのみ、権力の差し戻しのレベルと本当に戦いうるであろう。別の方をすれば、この事件を冤罪事件として主張していく時に間に押し込まれる領域こそが生死をかけうる主題なのである。ただし、冤罪ではなく時に間に押し込まれる領域こそが生死をかけうる主題なのである。ただし、冤罪では

ないといつていいのではなく、冤罪でない場合にも無罪を主張しうる根拠を別の自分のテーマを媒介して作り出しておかない限り、冤罪である、ないに間わりなく、支援が安易で安全な惰性と化す、と自分の体験からもいっているのだ。だから、国家の法廷ではなく、現場にいた全ての当事者の提起する審理という、ある不可能かも知れない転倒を通じての眞実の発見へ解放まで仮装的に法的無罪を主張することに意味があるにすぎない。司法権力の再逮捕や起訴が不当であり、アリバイがあると主張する場合にも（あるいは、その場合にこそ）、このことは前提されなければならないのではないか。勿論、そうすれば、法廷闘争や支援活動は成立しにくくなるであろう。しかし、成立しにくくなるのは、これまでの体制的価値感の裏返しとしてのシベルについてのみであって、先に述べた前提によつてこそ、この事件は、情況の基底に触れる他の事件（特に、対極にある東アジア反日武装戦線の事件）と共に私たちの世界認識を転倒しつつ、眞の審問の場へ登場しつる。

註一：永山則夫の日本文芸家協会への入会希望が拒否されたのは、日本の文学者の主流が業務としてしか文学を把握していないことを公開した点において無意味ではなかったといえる。私自身のことにふれると、一九七〇年五月三日の日本独立文学会（東京）で少数のメンバーが学生として松下処分などの動きに反対声明を出そつと提案した時、カフカ研究の先駆者の一人で私小説をいくつか書いたことのある神戸大学教授が緊急発言を求めて登壇し、松下が大学構内に多数の落書きをするような人間であり、授業や教授会などの業務を妨害して逮捕された刑事事件の被疑者である点に注意を促し、声明に反対した。私は本来、声明などを必要としていなかつたから出席していく、経過は後で聞いたにすぎないが、それまで慣習的であったにせよ、このような学会に所属していたことを恥じた。学会からは、会費納入拒否を理由として菅谷規矩雄と共に除籍された。なお、前記の反対声明を提案した少数派を中心として「五月三日の会」が結成され、26号まで発行されて、「会報は松下らの多くの表現を掲載している。

「…甲山事件」審判決直前の支援通信第一三一号には、無罪判決を予測する支援者たちの多くの文章が掲載されている。私は、かれらの予測を転倒した判決が正しいとは全く考へないけれども（むしろ最も根柢的に対決してるのであるが）、予測がはずれた者たちの一種の楽觀性は、情況判断の失格を意味するといわねばならない。最もこの樂觀性を示しているは松下龍一で、「一審却下で今度こそピリオドといきたい」とか、「これからわが国の冤罪を語る上で、『記憶の闇』は欠かすことのできない」冊となつて読み継がれていくだらう」と書いている。この作品はノン・フィクションを自称するが、清水一行の『捜査課長』と表裏一体のフィクションであり、高尾和宣を作者の一人とする『石の枕』（再構成中）のテーマに遙かに及ばない。私との関連では、批評集、篇57に掲載されている前記作品中のMに関する言及部分に誤謬が集中している。このレベルに逆規定されない反批評を私たちは、すでに数次にわたって作成してきたが、対権力的配慮から公開していない。しかし、『記憶の闇』が「狼煙を見よ」と共に、かれを必要とする支援活動の限界を語る上で、欠かすことのできない資料の一つとして全ての人に読まれる段階が必ず来る」とを断言しておこう。

裁判官が事件を公平に審理する」とできない、と他の法的当事者が判断した場合に、口頭ないし文書によって裁判官の交代を申し立てる制度。刑事訴訟法二二条、民事訴訟法三七条で認められているが、この規定は有名無実の最たるもので、裁判官がどんなに不当な審理をしても、回避を申し立てた途端に、間違いなく、申し立て内容の審理なしに、申し立てられた当の裁判官が（公平な判断のためにはいつたん審理を停止して、関与していない別の裁判官が申し立ての内容を判断する、という規定にもかかわらず）、「訴訟を遅延させる目的でのみなされたことが明らか」として、刑事訴訟法二四条により簡易却下する。民事訴訟法には、簡易却下の規定はないが、刑事訴訟法二四条を準用して却下する。これに対して即時抗告などを起こしても、他の場合と異なり審理は停止されず、むしろ加速される。判決が不利になるのはいうまでもない。法律がいかに空洞化し、権力的に運用されるかを知るには一度でよいから回避をしてみる（よくな事件の主体になってみる）のがよいであろう。患者は医師を選べるが、被告人は裁判官を選べないことの意味を、あらゆる関係について拡大・比較しつつ…。

回避をすべて却下する方針を確立したのは、昭和四八年一〇月八日の最高裁第一小法廷決定で、ここには、回避申し立て件数が、昭和三十年代には十件前後であったにもかかわらず、大学闘争開始後の四四年には百件を、四六年には二百件を越えている（しかも最高裁判に報告されたものだけ）という事態に対する司法権力の危機意識が現われている。そのため文章の論理展開の破綻が著しい。「（裁判官の）審理方法、態度などは、それだけでは直ちに回避の理由となしえない」と条件付の叙述をしておきながら、審理に対する不服は上級審へ判決後おこなえばよく、「したがって、（前記の水準の）回避は、しょせん受け容れられる可能性は全くない」と無条件の否定をしている。また、「回避によってもたらされるものが訴訟の遅延（a）と裁判の権威の失墜（b）以外にない」という独断の後で、「」のような回避は、訴訟の遅延（a）のみを目的とするものとして簡易却下すべきと「う独断」という以上の権力的結論を出している。対等の議論では決して成立しない結論を…。全ての下級裁判官は、以後ずっと、この判例に拘束され、それぞれに必然性をもつ回避を全て圧殺してきていた。なお、回避制度の空洞化の契機になっているのは、昭和二三年一二月一四日の大法廷決定で、回避自体を戦前の旧刑事訴訟法に依拠する超法規的権力言語で非難している。

これらの判例や回避制度の欠損に対する論理としての正当な批判は全て前記の判例のタイトルのみの引用で却下されるか、法廷等の秩序維持に関する法律で処罰され、制裁（この項目参照）を加えられる。この構造を解体しない限り、一般的・原則的な意味における裁判は、この世界（少なくとも日本国家）において成立しないことをあらためて強調しておきたい。

註1 …昭和三〇年（一）第六号、同年一一月二四日大法廷決定は、最高裁判所刑事判例集  
一卷14号一丸115ページ。昭和四八年（二）第六六号、同年一〇月八日第一小法廷決  
定は、同判例集九卷7号一〇丸三ページを各参照。

1)…原告が「訴訟の遲延のみを団結する」もって却てわれらの場合の時間把握を軽倒し  
て、裁判過程に本質的な時間性を獲得した代表例として、時の権運信第89号ら  
<sup>15</sup>ページ参照。<sup>15</sup>には前記の一(一)の判例の詳細な引用と批判がある。また、たんに  
裁判官への攻撃にとどまらず、闘争や裁判や参加者の生き方の原点を問い合わせた代表  
例として、五〇年三月の権運信第24号33ページ参照。

II)…原告を前註で裁判官への攻撃として規定したが、そして英語ではChallenge to  
judge の表現され、原告の基礎として法的にそのように現象する能ないとして、私  
たちが、本当は、裁判官が業務としての審理を、法を超える良心に基づいて放棄する  
チャンスを取っているのである。最終的には全ての裁判官が審理を放棄するような情  
況を回避し、かく、それがどのような情況であるのかについて、全ての人がイメージ  
化あるいはそれを理解しておる。

法廷などで審理を妨害したり、裁判所の威信を失墜させたと、当の裁判官が判断した場合には、同じ裁判官が、その人物を拘束して、憲法で保証されてる刑事裁判の手続きに關係なく加えうる処罰。このための儀式を制裁裁判と称し、非公開のまま、審理の終わりに判断がなされる通常の裁判のベクトルと逆に、始めに処罰（監置の場合は最高10日、過料の場合は最高三万円）を言い渡され、執行が審理の代わりに行われる。しかし、それで全てが終るわけではない。裁判官の告訴により、制裁の執行後、あらためて逮捕・勾留され、刑事被告人として二重の処罰を受ける例もある。（批評集a、a統篇参照）

「こには、いくつもの原則違反性がある。二重処罰は一事不再理を規定した憲法に違反する」、「被害者」である裁判官が「加害者」を裁くのは、被告人と利害關係のある裁判官は審理に関与できないとする刑事訴訟法の破棄であり、非公開で処罰の決定だけを言い渡すのは、程度はともかく方法としては軍事裁判以上に暴力的といえるであろう。このような非法的な「法廷等の秩序維持に関する法律」ができたのは、「破壊活動防止法」ができたのと同じ一九五一年、朝鮮戦争の時期であり、共産党のゲリラ活動や法廷闘争を弾圧するためにセットで立法化されたのであるが、適用は、むしろ六十年代末以降の反共産党的〈過激派〉に対してなされている歴史の時差性に注目したい。

制裁の方法が、軍事裁判以上に暴力的であるとのべたけれども、この傾向を確立したのは、戦後の司法概念に大きい影響を与えた田中耕太郎である。かれを裁判長とする最高裁判廷は、昭和三三年一〇月一五日の決定（a）において、「（制裁を加える権限は）、直接憲法の精神、つまり司法の使命と運営の必要に由来する」と、憲法概念の本質を矮小化しつつ、「いわば司法の自己保存、正当防衛のために司法に内在する権限であり」と呆れるばかりの非論理性で本音をもらし、「刑事裁判に関し憲法の要求する諸手続の範囲外にある」と驚くべき宣言をしている。この判例の二年後、傍線部分を「諸手続の適用が排除される」と、より硬直させた決定（b）が田中を含まない小法廷で出されたが、昭和六十一年になって、やっと小法廷決定（c）の中の補足意見として（b）について「（a）に比して措辞がやや適切を欠く」という及び腰の文体ではあるが批判が現われた。しかし、この批判も（a）の破棄ではなく、むしろ（a）への依拠のためになされている。

前記の大法廷決定（a）は、事実や行為の「事性」（事闘争の項目参照）に関連する重要な見解を述べている。「制裁は、従来の刑事的行政的行為を正当化し、直後の関連事件の判決（d）で具体化していくことなしには戦後の憲法秩序の何重もの運営を拘束している事実を把握し、転倒していくことなしには戦後の憲法秩序の何重もの負性は突破しえないのであろう。また、さきほどの引用文中の「制裁の根拠」を、敵対党派について無自覚に適用している「革命」諸党派の対極的な頽廃については、時の楔通信第12号ページで指摘している。制裁と報復の関連については、後者が、抑圧された存在による、公開的・全情況的暴力として、前者の主体から「一行の詩」を引きだしうる時にのみ成立し、かつ前者の根拠を消滅させうる、ということを補足しておきたい。

註一：(a) の昭和二八年<sup>(秩)</sup>第一号、同三三年一〇月一五日大法廷決定は、最高裁判所

刑事判例集<sup>12</sup>卷14号三三九一ページ、

(b) の昭和三五年<sup>(秩)</sup>第二号、同年九月二一日 第一小法廷決定は、同判例集<sup>14</sup>

卷11号一四九八ページ、

(c) の昭和六〇年<sup>(秩)</sup>第一号、同年一月二一日 第三小法廷決定は、時の機通  
信第<sup>15</sup>号22ページ、

(d) の昭和三三年(あ) 第二二五八号、同三四年四月九日 第一小法廷判決は、  
前記判例集13卷4号四四二ページを各参照。

二、通常の刑事公判においても、傍聴人が存在しないまままで権力的な審理が業務として  
おこなわれる場合は「制裁」法廷化する。被告人さえいない法廷で、全ての非法的専  
門家の仮装をしいられ、かつ転倒しつつ証言してきている経過については、(三・二  
四) 証言集を参照。

三、監置処分の処遇(法的な用語である。)は服役に準じる。従って、服装も自分のもの  
のではなく服役者のものを着用させられ、手紙の発信や面会の相手や回数も、被告人と  
して勾留されている場合よりも制限される。ただし、最高で二十日であるから、監獄  
の実態を研究したり、中に入る人と連絡する(少なくとも、気配を伝える)ために意  
図的に入る(ことを含めて闘争してみる)のも意味があるし、成功例もある。

言語の発現過程で、〈音〉を媒介する集合において、集合の基本的特性として確認しうる周期ないし規則性を、韻律と考えておく。なぜ、この概念を今とり上げるのか。契機としては、六九年以降の大学闘争に文学者として唯一人といえる本質的な関わりをもち、八九年暮れに、あたかも二十年間を韻律的に総括するように大休止（死）へ向かった菅谷規矩雄の中心的なテーマが韻律論であったと考えるからである。

韻律的に総括するように、という把握に対して、かれは異議をのべるであろう。韻律を論じる場合、どのような比喩として論じることも錯誤である、と。勿論そうであると私も思う。しかし、そのようにかれが断言する韻律論の契機には、既成の言葉や韻律を一たん捨て去ることなしには闘争の世界史性には迫れないという無言の確信があり、充分な根拠をもつこの無言の確信によってこそ、かれは、大学闘争の本質を共有しない文学者が決してなしえない韻律論を構築することができ、しかし、この韻律論を引き継ぎ、応用しうる主体の未出現ゆえに、孤立無援のまま死去したのである。

かれの韻律論を、どのように引き継ぎ、応用していくか。基本になるヴィジョンを個条書きにしてみる。

- ①具体的な言語のリズムや周期や構成は、より深い無音の韻と拍によって支えられていくことや、まず自らが歌いだす瞬間の姿勢で確認していく。
- ②文字として記される前に人類も各表現主体も、〈声〉として表現しており、文字として記された後も〈声〉として読んだり聞いたりしている意味を多様な場で考察する。
- ③言語のリズムに対するメロディーやハーモニーが出現・消滅する条件を想定しつゝ、各幻想性領域との〈作品〉を作りだしたり、壊したりしてみる。……

前記の試みは、いかなる比喩的意図もなしにおこなうのが最上である。それ以外のことなど全く関係ないとと思う水準まで。そして、そのような水準が、始めには意図しなかった何かの発現過程に到りついた後でやっと、ある概念の完成の媒介として、周期ないし規則性が結果的に確認されるのではないだろうか。それがどのようなものであるかを、私も実践的に追求していきたい。

今いえることの一つは、韻律論は、菅谷によつて、より根底的に音韻論として構想された過渡にあつたが、韻律／音韻論は、日本語に限らない、また人間の言語に限らない生命体の発する音のへ自然／性の構造分析を、言語に達しない／奪われた存在との関連において展開する時に、韻律／音韻の本質に達し、／論としての分水嶺を越えるであろうといふことである。もう一つは、菅谷は、文学を不可避の契機として言語や知識の根源を問い合わせた大学闘争にかかり、その向こうへ突き抜ける姿勢で韻律論に到達しているが、この姿勢は、突き抜ける回路が更に存在することを暗示しており、このことを私たちが、それぞれの不可避的な契機によって立証していくことが、菅谷の苦闘と死を生かし、韻律／音韻論を任意のへ／＼論として出現させていく方向であるということである。

註一…生命体の発する「自然」性の音の例は無数に挙げられることができるが、電子工学的技術を占拠して実験することが可能な場合には、水面上の花粉の動きや、蛋白質の分子の変化を「音」に変換してみるのが示唆的であろう。

一…人間の身体的動きとリズムの関係が、デモンストレーションやバリケード攻防の、それぞれの切迫の度合に応じて、どのように変化するか、また、呼吸の間隔がシップ・レヒコールやアジテーションのそれぞれに与える影響はなにか、というようなテーマについても「現場」で更に研究してみたい。

二…「音」に関する分析に際しては、かりに、ある方法によって効果的な結果が出るとしても、その結果を受け取る存在の条件によって分岐ないし偏差することに注意深くあらねばならないだろう。これは身体の分析ないし治療の方法は、それを自分に適用して同じ結果が生じ、かり受け入れうる場合にのみ他者にも適用しうるというレベルにも深く関連している。関連を音の原初的な例で示すと、自分の声をテープにとって聞いてみた時、だれもが、自分は、こんな不気味な声でしゃべっていたのか、と驚く。なお、「音階」を整数的に固定しない感覚の像を対象化はじめている表現として、時の櫻通信第「10」号34ページの「あやとりと音階」を参照していただきたい。

六九年の春頃に、同僚の一人（私は、家庭といふものを持たない年上の）の人を生活の達人であると尊敬していた。）が私に、「このままでは、あなたは孤立して大学にいられなくなるから、むつと、いろんな人と会って話をした方がよい、自分が場をつくろう、といつてくれたことがある。私が驚いて、この大学で私以上にいろんな人に会って話をしている者はいないだろう、」というと、相手はそれ以上なにもいわなくなつた。（一）

七〇年に入った頃、大学評議員が一人で私の住居にやってきて、近くの学生がこない高級（？）レストランへ行って話をしたいといった。私がだれとでも話をする原則から出掛けないがくと、一人は、神戸大学の同窓会、特に財界グループが私に何年でも、世界のどこへでも留学させるといつてはいるが応じる気はないか、と尋ねたので、笑いながら、六甲空間へなら、系統的に留学したいというと、呆れて帰つて行った。（二）

七〇年が夏から秋に入る頃、処分策動の最右翼の位置にいた教授会議長が私の住居を訪ね、玄関で遊んでいる幼い子どもの方を見ながら、今からでも辞表を出してくれば処分せずに退職金も出る、別の大学に職をさがす、といった。これは自分の意見というより大學の最高責任者から出た話なのだ、とも。私が、そのつもりはないというと、処分された後の生活は可能なのかと念を押すので、可能だというと、処分されても生活は可能だといつたと伝える、といい捨てて憤然と去つた。（三）

今頃（じゅうじゅうエピソードを取り上げるのは、〈話〉とか〈生活〉に関して、このようなりとうが起つてゐた場所から、はるかに遠くまできている意味や、逆に、何一つ変わっていないかも知れない意味について考えてみたいからである。

（一）はともかくとして、（2）・（3）の〈話〉が起つてゐるのは、私が一定の特権的な職場におり、それ故にも私がそこから飛び立つとしたことを想起させる。（一）の「いろんな人の話」については、二十年を経て、前よりも一層つよく、〈大学〉内のみれよりも話をしてきたと確信しており、〈話〉の場としても、現在の国家機構の頂点（例一最高裁～皇居）から底辺（例一刑務所～河川敷）をカバーしているし、闘争過程に不可避的に関わる人やテーマに出会つたために国内の各地へ散歩し、闘争をはじめ出す風景や関係とも充分に〈話〉をしてきてる。（国外へは全ての獄中者が自由に行ける設置で行く。また、この星の表面を移動する）とに価値を見出す発想を堅実（じんじつ）してゐる。）

〈生活〉が可能であったことは、今このように私が生き、考え、表現していいことでも証明されているであろう。しかも、たんに可能であったといえばかりではなく、前記の人々や大多数の人々がとらわれている概念の水準での生活を続けていたならば死ぬまで見えず判らなかつた〈生活〉を実現してきている。かりに、二十年前にもどつて、より多くの選択肢が可能な状態を差し出されても、今まで選んできたものを、同じ軌跡で（できれば、もう少し卑く、概念集などの作業を開始しつつ）生活するだろう。

一九七〇年三月に、松下 昇の行動を「処分に關係なく」調査することを目的として、委員の数や氏名は「生命の危険があるため」秘密のまま結成された委員会。入手経過は処分の危険があるため、まだ公表できないけれども、一九七〇年の神戸大学教養部教授会（いすれも機動隊によって警備されており、私は前年一月一日の情況への発言以後ずっと出席を拒否していた。）の経過について正確な事實性のメモが時の楔通信第〈2〉号28～33ページに掲載されているので、要約してみると、

三月一三日

①松下が今後、授業をするか、しないかについて、かれの意見を

「聞く」34票、「聞かない」53票、白紙1票

②松下に関する調査委員会をつくるかどうかについて、教授会メンバーの意見分布を

「とる」46票、「とらない」30票、白紙1票

③処分と関係なく調査委員会をつくるかどうかについて（意見分布として）

「つくる」51票、「つくれない」21票、白紙7票

三月一八日

④前回の教授会の③の意見分布を教授会決定と

「する」62票、「しない」24票、白紙4票

三月一五日

⑤これまでの教授会記録を朗読して正確さを確認する（）について

「賛成」12票、「反対」54票、白紙8票、棄権1票

⑥調査委員の選任を教授会議長が委嘱する（）について

「賛成」54票、「反対」10票、白紙8票、無効1票

四月八日（会議室前に座り込んだ松下と学生、41名逮捕）

⑦秘密調査委員会による調査資料の配布と回収

四月一五日

⑧秘密調査委員会の報告書を審議の対象に

「する」86票、「しない」3票、白紙10票

⑨松下は懲戒処分に

「相当する」67票、「相当しない」12票、白紙17票

⑩処分の程度について（意見分布として）

戒告10票、減給3票、停職10票、免職55票、白紙18票

この後、処分を法的に決定し、大學管理機関としての神戸大学評議会において、七月六日に、教養部教授会は圧倒的多数で懲戒免職を「決定」したから、大學の自治＝教授会の自治を尊重して、評議会で追認しよう、という提案がなされた。しかし、同じ日に六ヵ

月前の松下の表現とされる「「」」の字形十二個を含む教室の黒板の落書きについて提案者=教授会議長が告訴し、松下の身柄拘束を意図したことば、この事件（無罪が確定）の公判開始はじめに開示された。一方、秘密調査委員会のメンバーの数や氏名は依然として秘密のままである。

秘密調査委員会という概念が世界のさまざまな場所で論じられる時、前記のような経過をたどりてきている例があることを想起していただきたい。要約された経過だけを読むと判りにくいけれども、自分を処分される立場や教授会メンバーの立場において考えながらたどりなおすと、いかに処分段階の大学で投票という制度の否定的側面が悪用されていたか実感しうるであろう。決定力のない単なる意見分布を調べるだけといって投票させた後で、この結果を決定力のあるものに投票で変換していく方法は、教授会議長であると共に国際科学史学会の議長をしていた湯浅光朝が開発・応用したものである。かれが秘密調査委員会の議長であるのは確実であり、かれの発想の根底には、「松下を処分しない限り、日本の大学の改革も、科学技術の発展もありえない。」という確信があり、公言していたことを補充しておく。この確信は、逆の意味で当たっている。

これと対極的な、しかし、どこかで通底する、もう一つの秘密調査委員会の存在にも触れておこう。八〇年代になってから、かなり知られてきたアメリカの国家最高機密に属する極秘文書「MJ12」（マジエスティック・トゥウェルブ）から、すでに一九四七年にアメリカ政府が墜落したUFOの残骸と宇宙人の死体を入手し、秘かに調査してきたこと、一九五四年には宇宙人との秘密協定が結ばれていたことが判明する。MJ12とは、この秘密調査委員会の暗号名であり、十二名の委員は少しずつ別の人間に交代しつつ、同一方向の活動を続けてきている。六〇年代以降は、ソ連と協力して月や火星への移住計画（ただし、いへ一部の特権階級についてのみ）も具体化され始めているが、経過は公表されていない。六九年七月の宇宙船アポロの月面着陸は、UFOや既成の月面基地など最重要の場面を隠しつつ偽りのイメージを世界の大人数の人々に与えるために仕組まれたフィクションとしてのチャン・・シラマである可能性が大きい。（矢追純一「戦慄のMARS十画」など参照）

後者の秘密委員会の役割については、遠からず事実経過や意味が大衆的に明らかになるであろうし、私も関心を持つけれども、前者と後者の双方の秘密調査委員会の秘密性を同時に解体しうる方法との関連においてのみ（私）が関心を持つことに意味がある、とあえてのべてやく。

## 大学間や専門間口論と共に成長する深渊

京都大学教養部A号館三階にある三五六七号室は、かつてドイツ語科全体の事務機能を持つ中央室と呼ばれていた。一方、京都大学の制度上の自主ゼミ（学生が学外から講師を招く）ことが認められている。（）に、七十年に神戸大学で処分へ起訴され、七四年以後おおくの学外者と共に自主ゼミに参加してきた松下 昇氏を学生が七五年度の非常勤講師として申請したところ、教養部教授会は、賛成<sup>34</sup>、反対<sup>15</sup>、保留<sup>65</sup>で否決した。次の年に再び申請したところ、申請を取り次いだドイツ語教官による会議で、一度否決された人事を再提出する（）ことはできないという形式論を装った排除策動が具体化し、採決により、提出は、賛成<sup>1</sup>、反対<sup>6</sup>、白紙<sup>6</sup>で否決された。

この事態に抗議した自主ゼミ申請者団の学生らは、七六年一月に、教養部学生自治会の代議員大会における圧倒的多数の賛成決議に基づいて、前記のドイツ語中央室を占拠し、学内外の人々に解放し、制度からはみ出す本質的な自主ゼミの空間として活用してきた。ドイツ語科教官は、自らの責任も感じてか、中央室を現在の場所に移動させて、A三五六七号室にはドイツ語資料室という名称のみを置いて使用せず、占拠を事実上黙認してきた。占拠する側は、この空間を「大学闘争資料室」と名付けて、六九年以來の全国の大学闘争に関する最高水準の質と量を持つ資料を集積し、かつ新たに作りだしてきた。また、この空間は、情況の先端や基底を「大学」という抽象的な偏差空間を適用して模索する人々の生活や存在の軌跡の対象化の場にもなり、幼児を含む人々が数年にわたり住んできたことも強調している。

八三年に入り、大学当局の立ち退き要求が強まったので、この空間を活用してきた人々は、問題点をより高次の水準で普遍化するために、占有を認めよという仮処分申請（αとする。）を京都地裁に対してもしない、国へ大学側は、これに対抗して占有移転禁止の仮処分申請（βとする。）および明け渡し請求の本訴（γとする。）をおこなった。

αは最高裁に至るまで却下されたが、法的にも本質的にも未完了。βは他の系列の裁判の結果待ちのためと重複する距離を扱いかねて、地裁段階での公判は數年間も設定されていない。γは何重もの法的違反に満ちた一・二・三審判決（明け渡しの承認）と一審判決直後の八五年二月一日に強制執行がおこなわれた。詳細は関連資料を参照していただきたいが、以上の経過から出現していく問題は次のようなものである。

- ①大学へ裁判所を含む国家によって、六九年以降の「大学」闘争（機構としての大学にとじまらず、人間の言語や活動に関する全ての根柢の変革をめざす。）に関わる空間が消去された（）。（幻想性としては逆でありうるとして、物理的に。）
- ②強制執行の際に室内の物品（ダンボール百数十個分と入り切らないもの多数。なお、強制執行や保管換に際して破損・紛失等の可能性もある。）が留置され、現在も教養部内の倉庫に保管されているが、執行官は、保管状態の検証なしの返還しか認めていない。
- ③前記の一（）への対処の仕方に、現情況における各人の発想と位置が、限界や応用可能性と共に明確に開示されている（）。

前記の各項に関する討論や活動は、たゆみなく持続している。この事実が殆ど知られていないのは、情宣不足という水準の問題でもあるが、それ以上に、ささやかな空間へ無関係とみえる物品が、固定されたものではなく、これらの存在 자체が「大学」闘争開始以後の時間の中に「深渊」のように成長している」と、にもかかわらず、この意味に気付く感性をだれもが喪失していることが問題なのだ。

いまA三六七空間や留置品がどうなっているかについて、また、どうしていけばよいかについて基本的に述べると

①「アは五年間、閉鎖されたままであるが、大学当局は内部を二つの研究室に改造し、別の部屋との壁に通路の穴を開け、別の部屋のドアを経由して密かに使用しつつある。私たちはA三六七空間の重要な（過去形ではなく、むしろ未来形の）意味をとらえないまま使用している教員らに対する追求と再占拠の権利を持っているし、必要に応じて、いつでも展開するが、対象の範囲や水準は、「大学」闘争の提起した諸問題を未解決のまま押収していく機構へ人間の総体である」とも述べておいた。

②前ページでのべたとおり、裁判過程の他に、強制執行の手続きや留置品の返還に関する系列の裁判過程（のとす）。）のひとつが、京都地裁で公判中であり、重要な段階にさしかかっている。証言台に立った執行官は、これまで一回の証言において、占有してきた者の代表者が一括して受取らない場合は廃棄処分も考える、とのべている。かれが形式的に職務に忠実である」とにより何を压殺しつつあるかについては、中国や東ヨーロッパの激動に際して体制内的な公務員性の職務執行が果たした役割との関連において尋問過程で指摘され、物品の処置を変更する場合には必ず問題にかかる全ての人々との討論を経て行えという要請もなされてくる。

③物品が必要なら受け取った方がよいという意見が常識的にありうるとして、私たちは空間性と分離された物品としてではなく、空間性や、それ以上の「」性の深渊と結合した物品を対象としているのである。また、「占有」してきた者は執行官へ裁判所へ大学が一方的に認定した数名に留まらない学内外の多数の人々であるから、この認定の枠内で、かつ自分との直接的関連において引き取りに関する意志表示をするのは活動の軌跡の本質に反する」、執行官の意図を補完する役割を持つてしまう。まず、引き取るというベクトルを転倒して、より深く大学の中へ留置品を存在せしめつつ、確認や移動をするとしても非「認定」者を媒介すること、それによって各人の「A三六七」との距離を検証し、あらたに創りだしていくことが不可欠であり、この場合に、各人の限界と可能性を映しだす「深渊」の対象化と応用が重要な意味を帯びてくるであろう。

以上の諸テーマに关心のある人々は、

1月17日 午後1時～4時 京都地裁第35号法廷（第一民事部）ないし

午後1時～9時 京都商工会議所第一会議室（概念集刊行委として予約）  
に、ぜひ参加していただきたい。また、当日の参加が困難でも、資料を入手したい人は、この表現をもっている人へ読んだ人を媒介して意志表示すれば、必ず応答していく。

一九九〇年一月

{由王ゼン} 実行委員会

## 廿世紀末のための『反詩』

一九九〇年に入ると、それが西洋暦であるにもかかわらず、どうか慌ただしさの気配が地球を包みはじめるようだ。この慌ただしさを、すでに筒井康隆は、一九七九年の短編小説『潮流』で描いている。世纪末に近付くにつれて時間の進み方が速くなり、二十世纪の最後の数年は、わずか数秒のうちに過ぎ、二〇〇一年から先に時間はなく、時間が滝になつて、どうどつと流れ落ちていた、というSF的誇張は嘲笑をさそうが、終末感とは無縁なエネルギーを与えてくれる。私を含めて、これまで十年単位でおこなわれる」とが多いかった情況論も、九〇年代については、十年の単位でおこなうとしても、不思なしに今世紀の最後の十年であることにによる百年の単位の展望をいられる。このじいられ方は、それ自体としては自然時間の区分によって影響されているという意味で無視してもよいのだが、ある振幅の対象を把握しようとする際に、もう一次元上の振幅の存在を感じる、という意味では無視しえない应用価値があるようだ。

ところで、詩壇に無関心なまま数十年を過ごしてきた私にも何度も読み返す〈詩〉がいくつか存在する。それらの〈詩〉は、詩というよりは、反詩と呼ぶ方がいいような質を帶びている。添付するのは、吉本隆明の『告知する歌』の最後の部分で、「拒絶されるためにかく」一篇の詩のヴィジョンは、敗戦～六〇年安保～の情況性の基底を最も深く潜って現われており、七〇年以後のへゝ闘争の本質を媒介すれば、少なくとも日本の社会に流通してきた全ての表現（科学技術を含む。）を根底から再検討する場合の方法的パトスにならう。そして、「最後の洗練された魂の聖職者の晩餐」は、全ての公認された知識人の世纪末における活動や言説であると読むことができる。「かれらの貌には紫色のさびしい翳がある」…その通りではないか。一九六〇年代の黄昏に行ってこう告知された歌の反詩性は、二十世纪の黄昏においてこそ示唆的である。作者が作品に込めた意味や現在の位置にかかわりない自立性をもつて。この反詩性が触発する動きの具体化は、世纪末であろうとなかるうつと、これまで通り、私たちが展開していくであろう。

なぜたれのために一篇の詩をかくか  
われわれは拒絶されるためにかく  
この世界を三界にわたりて否認するためには  
不生女の胎内から石こうのよくなき思想をとりだすために  
もしも手品がひつようならば、  
言葉を種たしてちと強くふかく虚構するためだ  
読まれる恥かしさから  
逃れるために

われわれは一九六〇年代の黄昏に行つてこう告知する  
くまや一切が終つたからほんとうにはじまる  
こまやほんとうにはじまるから一切が終つた  
見事に思想の死が思想によつて語られるとき  
われわれはただ  
拒絶がしずかな思想の着地であることを思つ  
友よわれわれはビルディングのなかで土葬されてゆく  
群衆の魂につけて闇心をもむ  
ナイフとフォークでレストランのテーブルで演せられる  
最後の洗練された魂の聖職者の晩餐について考察する  
かれらの貌には紫色のさびしく翳がある

## 死を前にして

会場がすぐには見つけられないためもあって、微かなためらいも潜在していたのだが、ともかく葬儀は、六甲カトリック教会でおこなうことになり、桜の花びらが流れる晴れた一九七六年四月十日に、私は会場へ行き、一番前のベンチに座っていた。ミサが進行していくけれども、まるで自分には無関係な場面のようだ。この一十四時間の経過自体が、まだ信じられない。六才の末宇が、永遠に巡礼してしまうとは…。私の後姿を見ていた友人の一人は、後で私の背中が会場のだれよりも大きく、六甲山系から突出する巨岩のように見えた、と批評してくれたが（末宇が生まれた直後の七〇年四月八日に、大学構内に座り込んだ時の最初の逮捕の瞬間にも、そう見えたと、別の人も批評したこともあるが）、私は果てし無い虚脱状態の中で、末宇、よくがんばったな、それにしても、タバコを吸いたい、トイレはどうかな、などと考えてもいた。じつは状態の身体や想念の一瞬毎の動きを全て「労働」価値として換算する  $E = mc^2$  のような簡潔な方程式を発見したいとも…だから、私は、状況は異なるとはいえ、大江健三郎の『新しい人よ目さめよ』の主人公が、プールで溺れかけている自分の子どもを目の前にして、ブレイクの詩句を心の中で呟いたとしても、私より、ずっと文学的な連想をするものだと感心はするが、ありえないフイクションだとか、人倫に反することは思わない。人間は、他のだれにも通じない苦痛や消失の中에서도、それと一見して矛盾する感覚を潜りうる存在であり、その位置や意味を、たゞえ人倫に反すると批評されようとも表現していくのが「文学」（せまい既成のジャンルを越えたものを、ひとまず）のように指定しておく。）の本質であろう。

大江の前記の作品を八十年代最後の『すばる』における中上健次との対談で否定的に批評した吉本隆明は、かつて斎藤茂吉の短歌「隣室に人は死ねどもひたぶるに尋ぐさの実食ひたかりけり」を批評して、人間は、『じゅう悠長な』ことを考えることはありうるのか、と問いを発し、「ありうるのである。」と断言している。（六一）年三月「斎藤茂吉－『赤光』について」このテーマに限らず、この段階の吉本はどうして行ってしまったのか。

大江の前記の作品は、概念集の企画から見ても重要な示唆を与えてくれる。主人公は、障害児の息子のために、自分の死後、息子が生きていく時に迷わないように、この世界のなにもかもについて、息子が理解しうる言葉で定義しておこうことを構想している。まず憲法からはじめるつもりでいたのだが、この定義集をかきすすめる困難にあつたまま十年も経っている。その間に、いちばん確かに定義でき、よく伝わったのは「足」の定義で、そもそも主人公の発明というより、痛風で主人公が苦しんでいた時の息子との接触による、というのである。もつ一つ、知人の作家と一緒に旅行中に、感情的な対立を和解させる契機として、相手の作家が飛行機の窓から下を流れる川を身振りで示した時の「川」の定義を並列させて記している。それぞれのイメージとしては興味深いが、私には、むしろ定義集の構想自体が、最初から危うさを含んでいるのが気になる。まず憲法について書こうとか、憲法を中心にしてする構想が、転倒されねばならないのではないか。

現実が憲法の規定に反していることが、自分の怠惰と共に定義集の作業を困難にしている、と主人公は反省しているけれども、憲法を痛風の足のように苦痛で満たしている戦後体制の根源に死を突き付ける試みを息子と共に展開する時のイメージ集をこそ、定義集を転倒して構想すべきである。大江の全政治思想や行動様式も、定義集の構想と同様に転倒を必要とするものべておこう。しかし、大江の場合には、誤った構想にもかかわらず、それを裏切り、越えていく表現力によって、前記のイメージ集に対応するものは、無意識のうちに実現されてきており、核兵器をめぐる右翼の黒幕や、新左翼の内ゲバを背景とする父と息子の相互転移の物語である『ピンチランナー調書』（七六年十月までにメキシコで書かれた。）は、民主主義とか憲法などの自明の死を前提とする身体～状況論のイメージ集であり、私が概念集の作業の合間に「未字」の位相の子どもたちに読み聞かせようとしている本の一つでもある。大江は、「新しい人よ団さぬよ」（八三年六月）のあとがきに相当する文章で、今後の自分の小説に息子との現実生活が直接反映することはないだろう、と記している。それは、かれの意識的な表現過程としては判らないでもないが、前記の転倒の必要性や、すでに七年前に『ピンチランナー調書』を書いていた意味に無目覚なまま、自然過程のように蓄積される表現力によって今後いくつもの作品を生産するとしても、息子との現実生活の反映如何にかかわらず、もはや触発力を持ちえないであろう、それは実際に証明されてきていると考える。

なお、自分以外の人間の死を目の前にした人間に関する六一年段階の吉本の理解や、前記の私の把握が、甲山事件や反日闘争や内ゲバや宮崎問題、そして自分自身の死の本質に迫る前提条件の一つであることも強調しておきたい。

## 地獄へ至る門

一八八〇年に、ロダンが、パリに建設予定の装飾美術館の門扉に制作を依頼された「ダントンの『神曲』を表わした浮彫」を媒介して考えてみる。この作品は、ロダンの生前には全体としての公開はなされないまま、石膏原形からのコピーの一つが、東京上野の国立西洋美術館の前庭に置かれている。一九八〇年代のある夜、「私は予定していた場所に宿泊できなかつたので、美術館の堀を乗り越えて、量感に満ちたロダンの作品の背後（つまり、作品からうと地獄の内部）の闇に入り込み、外部の視線が届かないよう配慮しながら朝まで過ごしたことがある。子どもの頃、大和盆地の、見捨てられたような古墳の穴に、心理的にうちひしがれた時などに（その後、発掘調査で大騒ぎする時代がくるなどとは夢にも思わず）もぐら込んでいたのを思いだしながら。

明け方ちかく、小鳥たちの声で起き上がり、前面のベンチの方へ（つまり、地獄の内部から外部へ）移動しながら、ロダンの作品を、はじめての視線で眺めた。その時の驚きは個々の彫像の形ではなく、彫像の総体が、夜露や小鳥たちの糞にまみれていても全く価値を減少させていないことであった。もし、絵画であれば、このような姿容に耐えられないであろうし、そもそも外気や小鳥たちや私のような者に「わづか」とはないであろう。もつ一つの驚きは視線を足許に向けた時に訪れた。作品から見て左手に、みすぼらしい男の彫像が、顔を伏せて門柱にすがるように立っている。垂直な門の境界にうごめく男や女の華やかな欲望（と、それ自体の変換としての罰）の姿態に比べて何と団立たないじとか…。しかし、地面に足をつけているのは、かれだけである。その後、解説書によつてこの団立たない彫像が「創造者」と名付けられているのを知った。

私が地獄について表現するとして、この「創造者」のようでありたい。そして、できれば、夜露や小鳥たちや私のような者に出会いで、さうに輝きと意味を増すような作品にしていきたい。ただし、能力という点ばかりでなく、ジャンルの世界史的解体情況からも、このような作品の出現は不可能性にさしかかっているのではないか。いま、なしうるのば、この不可能性自体の「作品」化だけではないかという気がしている。そして、そのためには、ダンテが記し、マルクスも引用した「地獄へ至る道は善意で敷きつめられている。」の現在的な具体例（既成事実や時間への依拠によって、本質的な提起から逃げ「する者たちや、それを支える関係性が、自分たちが正しい」と、少なくとも何か意味のあることをしているという自己欺瞞の中に安住している状態）の解体・止揚が、へ權力／との不可避的な戦いと共に必要であろう。この場合で、私たちが表現し、かつ、その向こうへ突き抜けしていく拠点に変換もする「地獄」は、ダンテやロダンとは全く異なる方法（例えば概念集の方法）によって具体化されるることは自明であると考える。

## 発生の時間域

時間域という概念は、例えば、ある救援組織の解散に際して、各参加者が数枚ずつ総括的な文章を書いて、それらを集めて最後の通信を発行する場合に、この最終号が、それまでの通信の各号と、どこかで異なって感じられるとして、この感じを各号の内容の時間的な範囲の差異から根拠づけさせるように現わってくる。各号の内容の差異は、それぞれの号の記述の対象の時間域（1）と、それぞれの号が前号および次号の位置を無意識的にも想定している時間域（2）の相乗積として把握するのが、より正確である。最終に至る前の過渡的な号（の記述）においても、最終号の（1）や（2）の時間域に匹敵するものが現われることがあり、「」のようなケースが多いメディア（の記述）ほど本質的な意味を帯びているといえよう。

人間の行為が法律によって裁かれる場合の前記の時間域の概念を、八六年三月一四日に発生したとされる事件を例にして考察すると、事件現場である法廷・証人控室での被告人の行為を空間に対応する時間の幅で辿りうとしても事件の本質から遠ざかるのみである。被告人と、現場にいる各人の潜ってきた時間域を（個人としての意識の流れ・変換の区分〔a〕）と、各人を現場に引き寄せてくる情況の何段階もの前史過程における区分〔b〕に構造化しつゝ）それぞれの区分に対応する時間域のテーマを対等に判断する視点を獲得した後に、重層するテーマの中で公訴事実の時間域のテーマに届いてくるものがある場合には、全て対等の「公訴事実」として審理しなければならない。詳しくは〔3・24〕証言集を参照していただくとして、前記の指摘は、全ての裁判過程、さらに全ての人間の行為の判断について媒介的に応用しうると考える。

前記の考察において気付くのは、「〔a〕」や「〔b〕」の各段階の時間域の形式的な対等性だけではなく、それぞれの発生・移行の条件を重視する必要性である。つまり、発生の契機や「」の時間域の区分が、例えば通信の発行のように、行為主体の意図が基本的に実現される方向で決まるのではなく、闘争の各段階への弾圧や起訴後の公判期日の設定の仕方にみられるように、関係の総体に規定されて区分が具体化することに注目しなければならない。また、発生後の時間域は、いわば個体発生が系統発生を包括するように進行する場合に、はじめて次の段階の時間域へ移行すると考えられる。包括の主体が自然過程としての権力性になるか、闘争の原初性になるかは、私たちの関わり方で変化するであろう。

今後さらに追求していく方向のヴィジョンを記すと、一つは、個体発生が系統発生を包括（反復）するのとは逆に、系統発生が個体発生を包括（反復）すると考えた場合の事件や行為の時間域の把握の方法であり、もう一つは、意識や言語の発生から現在までの時間域を、恣意的ではなく区分する方法である。「これらを追求したい」という衝動が、概念集の企画の発生段階にあつたことに今やっと氣付いている。そして、概念集の1から2を経て3に至っている現在、この企画の原初性へ回帰しつゝ、その過程で交差する対象を散歩の気分で批評しているのである。従って、各項目や全体の構成は、單一名詞よりは連結・組合せによる複合語に比重がかかり、どこか不均衡に見えるとしても、不可避性があり、不均衡性の応用は、ある程度、3において実現されていくと思つ。

## ワープロによる刊行

ワープロを使用する以前から使用開始後の現在まで、ワープロ使用に関する気がかりな問題点は、およそ次のようなものである。

①新しい技術に触れる場合には意的・不快な表情をしたいと思っていても、つい新しい玩具を貰ふられた子供のようにめりこんでしまう。

②無意識のうちにコンピュータ的論理に包摶され、合理化・管理化されやすい条件を自分で準備してしまつ。製造・廃棄段階の地下水汚染にも加担している。

③圖葉とくに書き圖葉をもたない、ないし奪われている存在（少数民族、原住民、障害者などのためのワープロは製造されにくい。）との表現手段の落差を拡大していく。

④自分の直接表現の特性を生かせなくなり、表現内容が装置に逆規定され、画一化や惰性化をもたらす。また、予測しない事故やノイズで一瞬に長時間の成果を失う危険があり、経済力に見合う機種の機能の差異への怒りも生じてくる。

⑤他の人に気付いていないものがありうるが、それらを含む問題点をおぼろ気に感じつつも使用を開始してしまう契機（偶然ないし必然的条件、それをもたらす時代のレベル）を忘れ、使用習慣を既成事実化してしまう。

「」までは判つており、これらの解決へ止揚の方法を探り、その方法を全ての技術に対して、公開と平等な使用を要求しつゝ適用していくとしている。前記の問題点にもかかわらず私が使用を開始した要因をのべると、

ワープロ装置もコピー装置も私有する余裕はないけれども、共有する場をつくりつつ併用する」とによって、八七年三月に発行委託プランを提起するまでの「時の櫻通信」の刊行に要した費用の数分の一で以後のパンフの刊行が可能になり、原稿作成・編集・印刷・配布の全過程に全責任をもって関わつるようになつてゐる。表現論的には一握りの特権的な人々ではなく任意の無名者が一枚の詩篇や一冊のパンフを、いつでも、どこでも出現させる試みを仮装的に展開しているのである。とはいへ私の場合、作成する文書の全てをワープロで打つのではない。生まれつき怠情かつ不器用で、何の特技や国家認定資格も持たないというだけではなく、前記の五項目の問題点を、より具体的に確かめるためにゲリラ的に試用しているからである。比喩的にいえば、全情況に開示する「一行の詩」を刊行のレベルで具体化する時にだけ、殆ど下書きなしに打ち込む。あらゆる表現をワープロで打つのは、もし便利さに積極性を認めてそうしているのであれば、頗るの証であると考える。従つて、私はメモや手紙や会議レジュメや裁判所あて文書やラクガキなどは手書きでおこなう。必要なならば、どのような表現手段（武器を含む。）でも手にする構えで。いまワープロを使用している人といない人それぞれの意見を集めて、前記の問題点を表現情況の交換点としていくためにも、概念集の「の項目を作成していく。

註・概念集・1の「非存在」、2の「表現手段（過程）」の項目でもワープロに触れて論じてるので参照していただきたい。

内容や刊行過程についての質問へ提起などは左記へお連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町1の1 松下 昇氣守 刊行委員会

☎ 078・821・4984

刊行リスト（カンパ・1冊千円程度）郵便振替口座=神戸5・42929

松下昇（こじの）批評集…計9冊

α篇（88年10月）とα続篇（88年6月）…α系は國家による批評

β篇（87年9月）とβ続篇（88年9月）…β系はマスコミによる批評

γ篇（4分冊、87年11月～88年3月）とγ続篇（88年11月）…γ系は個人による批評

表現集へ版（88年8月）と続篇（88年12月）…計2冊

発言集へ版（88年9月）と続篇（88年12月）…計2冊

神戸大学闘争史一年表と写真集一（89年5月）

{3・24} 証言集・上巻と下巻（89年12月～90年1月）

菅谷規矩雄追悼集（90年10月）

時の櫻通信第<0>～<15>～号（78年10月～87年9月～）および関連パンフ多数あり。

概念集・1（89年1月）、2（89年9月）、3（90年5月）、4（91年1月）、～